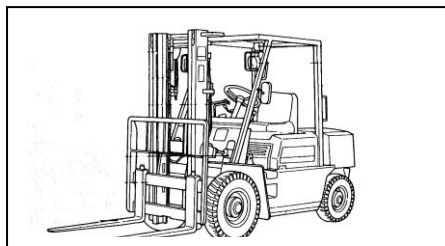


【技能講習】

フォークリフト運転（11時間コース）のご案内



北海道労働局長登録教習機関（北労安教第99号）
（登録有効期間満了日：令和11年3月30日）
一般社団法人 北海道林業機械化協会
札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館4F
（TEL011-251-0708 FAX011-251-0710）

労働安全衛生法では、**最大荷重1トン以上のフォークリフト**を運転する場合、法令に定められた**技能講習を修了した人**でなければ、これらの作業に従事することはできません。

当協会は、北海道労働局長より登録教習機関としての認可を受け、本講習を実施しております。

なお、受講者が「31時間コース」と合わせて10名程度お集まりの場合には「出張講習」も承っております。

開催をご希望の際は、日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

1 受講資格

次のいずれかの受講資格を有する方に対し、講習科目の一部免除により実施します。

- ① 大型特殊自動車免許（限定なし）、又は大型特殊自動車第二種免許（限定なし）を有する方
- ② 自動車免許（大型・中型・準中型・普通）、又は大型特殊自動車免許（限定あり）、又は自動車第二種免許（大型・中型・普通）、又は大型特殊自動車第二種免許（限定あり）を有し、かつフォークリフト（最大荷重1ト未満）運転特別教育を修了後、フォークリフト（最大荷重1ト未満）の運転経験が3ヶ月以上ある方
（事業者等の3ヶ月以上の運転経験の証明が必要です。）

2 講習カリキュラム（学科7時間・実技4時間）

区 分	講 習 内 容	講習時間
学 科	フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間
	フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
実 技	フォークリフトの荷役の操作	4時間
計		11時間

3 講習日程

- ・ 第1日目 学科：7 時間 ※学科講習修了後、学科試験を行います。
- ・ 第2日目 実技：4 時間 ※実技講習修了後、実技試験を行います。

4 受講申込みの手続き

受講申込書（別紙）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会まで送付してください。

- （1）受講資格①の方：大型特殊自動車免許証（カタピラ限定を除く）の写し

受講資格②の方：自動車免許証（普通以上）の写し、特別教育修了証の写し※1 特定自主検査記録表の写し※2

※1 登録教習機関以外（自社等）で特別教育を実施した場合は、特別教育を修了したことが分かる特別教育修了証明書を添付してください。

※2 フォークリフト（最大荷重1ト未満）を実際に運転していたことが分かる資料として、特定自主検査記録表を添付してください。

受講申込書の特別教育修了証明欄、運転経験証明欄に必要事項を記入の上、代表者印を押印してください。

- （2）写 真：6ヶ月以内に撮影した顔写真1枚（縦3cm×横2.5cm 裏面に氏名を記入してください。）

上三分身・正面・脱帽のもので背景無地、頭部の上に4mm程度のスペースを確保し、頭頂部がギリギリにならないようご注意ください。

- （3）受講料：23,000 円（税込・教本代込）

5 受講時に持参するもの

- （1）学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン等）を持参してください。
- （2）実技講習には、ヘルメット、長靴、雨具（防寒具）等を持参してください。

6 修了証の交付

技能講習の修了試験に合格された方につきましては、後日、当協会より「修了証」を交付します。